

電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会(第9回)
議事概要

1. 開催日時:平成21年8月31日(月) 13:30~15:30

2. 場 所:内閣府別館9階会議室

3. 出席構成員:

辻井セキュリティ分科会主査、

荒木構成員、宇賀構成員、國井構成員、小松構成員、佐々木構成員、中尾構成員、満塩構成員、
井堀構成員、大山構成員

(オブザーバー)(敬称略)

セコム株式会社IS研究所 松本

(参加府省)

総務省行政管理局行政情報システム企画課 松本補佐(代理)

総務省行政管理局行政情報システム企画課 渡邊主査(代理)

総務省自治行政局地域政策課 館補佐(代理)

総務省自治行政局 高地地域情報政策室長

総務省自治行政局市町村課 上坊専門官(代理)

総務省情報流通行政局情報流通振興課 中野情報セキュリティ対策室長

法務省民事局総務課 上村補佐官(代理)

国税庁長官官房 古賀情報技術室長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課 佐々木情報企画室長

社会保険庁総務部総務課 澤田情報企画調整室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ政策室 清水補佐(代理)

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 重点手続のリスク評価手法について②

(3) 分科会の成果物について(案)

(4) 認証技術及び利用動向について

(5) 自由討議

(6) 閉会

5. 資料

<配布資料>

資料1 重点手続のリスク評価手法について②

資料2 セキュリティ分科会報告書及びガイドラインの構成について

- 資料3 X.eaa - Entity Authentication Assurance 規格の審議動向
- 資料4 電子政府認証基盤における画像認証の適用性に関する私見
- 資料5 タイムビジネスに関する現状報告
- 資料6 民間サービスにおけるユーザ認証について

<席上配布資料>

- 参考資料1 セキュリティ分科会(第8回)議事概要
- 参考資料2 民間サービス事業者に対するヒアリング結果概要
- 参考資料3 セキュリティ分科会(第5回)資料2-3(一部抜粋)多要素認証について

6. 議事概要:

○資料1「重点手続のリスク評価手法について②」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 本リスク評価を実施する際には、オンライン手続において、電子署名・認証の有効性の確認を目的として、これらが提供されなかった場合を想定し、申請データを改ざん等し、証明書等の交付を不正に受けるリスクを対象としている。このため、悪意のある第三者が正規に電子署名・認証を行って申請等の手続を行い不正に情報等を入手するもの、盗聴、誤操作などシステム的な作り込みが対策となると考えられるものは、電子署名・認証の有効性とは関係がないことから、リスク評価の対象から除外している。
- ・ 機微情報の捉え方については、一般的には誰もが知ろうとすれば知ることのできる公知の情報は、漏えいのリスクが高くはないと思われるが、全く同じ情報であっても特別な事情で保護されるべき場合は、誰もが知ろうとしても知ることができないなど扱い方が異なっていると考えられ、漏えいのリスクは高まると考える。
- ・ リスク評価は、政府側がシステムの構築時ないしは更新時に国民にサービスを提供するようなシステムを構築する時、公開する時に利用するためを想定しているが、同様な手法が地方自治体にも援用することは可能と考える。

○資料2「セキュリティ分科会報告書及びガイドラインの構成について」、資料3「X.eaa - Entity Authentication Assurance 規格の審議動向」、資料4「電子政府認証基盤における画像認証の適用性に関する私見」、資料5「タイムビジネスに関する現状報告」、資料6「民間サービスにおけるユーザ認証について」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 認証における(トークン)所有者と持ち物との関係付けについて、適切な登録及び管理(ICカードを人に渡さない等)を行えば、持ち物を所有していること自体が認証となり、さらに PIN を利用することで二重の認証になっていると考える。

○参考資料3「セキュリティ分科会(第5回)資料2-3(一部抜粋)多要素認証について」について自由討議が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 具体性を持った報告書及びガイドラインの作成をお願いしたい。
- ・ 電子署名・認証における行政サービスと民間サービスの連携は重要。官民でのレベル感を統一した上で、保証レベルの分類を期待。
- ・ 行政サービスには、比較的重要性の低い申請サービスも存在していることから、保証レベルの軽重を明確にする指針を作成していただきたい。
- ・ 認証と比較して、電子署名の議論が不足している。ガイドライン作成のためには、電子署名の保証レベル等について議論が必要である。
- ・ 認証レベルと具体的技術の関係については、世界標準にできる限り従っていく必要がある。

以上